

きんじろう健康アプリ「きんトレ」広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、きんじろう健康アプリ「きんトレ」広告掲載要領（令和4年12月 日施行。以下「要領」という。）第4条の規定により、広告掲載の基準を定めるものとする。

(基準の適用範囲)

第2条 この基準は、掲載する広告のほか、当該広告がリンクしているウェブページの内容についても適用する。

(広告を掲載しない業種又は事業者等)

第3条 次に掲げる業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融、高利貸しに関するもの
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに関するもの
- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者等
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を受けている事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (11) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 掛川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱又は掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱に基づく指名停止を受けているもの
- (14) その他健康アプリに広告を掲載する業種又は事業者等として適当でないと認められるもの

3 要領第4条の規定により広告掲載の対象としないものの例示は、次のとおりとする。

(1) 要領第4条第1項第1号に掲げるもの

ア 法令等により製造、販売、提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 要領第4条第1項第2号に掲げるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの

イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

- オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 要領第4条第1項第3号に掲げるもの
- ア 他の者を誹謗し、中傷し、若しくは排斥し、他の者の名誉若しくは信用をき損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 第三者の氏名、写真若しくは談話、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 要領第4条第1項第4号に掲げるもの
- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
- イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）
- ウ 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 要領第4条第1項第5号に掲げるもの
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
- イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨の表示がされていないもの
- (6) 要領第4条第1項第6号に掲げるもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
- イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
- ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威付けしようとするもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等に違反する業種、商法又は商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現を含むもの
- ク 人材募集広告にあつては、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- サ 他人名義の広告
- シ 広告の内容が明確でないもの
- ス 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を含むもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）

セ 市の行う事業の円滑な運営に支障を来すもの

ソ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

(7) 要領第4条第1項第7号に掲げるもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等表示する必然性のあるものは、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗の保持に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(8) 要領第4条第1項第8号に掲げるもの

ア 品位を損なう表現のもの

イ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの

ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

エ 投機を著しくあおる表現のもの

オ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの

カ 占い、運勢判断などに関するもの

キ 通貨及び郵便切手の複写の使用

ク 謝罪、釈明などのもの

ケ 尋ね人、養子縁組などのもの

コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

シ 皇室関係の写真、紋章を使用するもの

ス 市サイトの一部であると混同するおそれのあるもの

セ 広告の内容とリンク先の内容に関連性のないもの

(広告の表示内容)

第4条 掲載する広告の表示内容については、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) バナーのデザインがOSやアプリケーションの機能と混同するおそれのあるもの

ア 「はい」「OK」等OSやアプリケーションのボタンのデザインを模したもの

イ ラジオボタン、チェックボックス、テキストボックス、リストボックスその他OSのオブジェクトのデザインを模したもの

ウ アラートマークその他OSがユーザに対し注意喚起を促すためのイメージを模したもののその他社会的に不適切なもの

(2) 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。

附 則

この基準は、令和4年1月13日から施行する。